

Title	明治初年における二、三の拷問廃止論：続・明治法制史料雑纂 (九)
Sub Title	Some assertions on the abolition of torture in the early Meiji era
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1966
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.2 (1966. 2) ,p.87- 94
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660215-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治初年における一、二の拷問廃止論

続・明治法制史料雑纂（九）

手塚 豊

かつて私は、本誌第二十五卷十一、十二月合併号に、「明治初年の拷問制度——その廃止過程の一研究」⁽¹⁾と題する一文を発表した。

これは、徳川時代からひきつづき存続した明治の拷問制度が、どのような過程を経て廃止されるに至ったかを考察したものである。この論考で、私は、明治十二年十月八日太政官布告第四十二号を以て、拷問制度が最終的に廃止されるに至った立法史的過程を追究したのみでなく、かの有名なボアソナードの拷問廃止意見書並に建白書（明治八年）をはじめ、その前後の頃に、日本人有識者によつて唱えられた廃止意見のいくつかも、紹介、検討した。この論考を発表してからすでに十三年の歳月がすぎ去つた。その間、私はそれらに関する若干の新しい資料に接する機会をもつた。例えば、法務図書館所蔵「細川潤次郎文書」（吾園叢書）の中に、従来不明とされていた明治八年七月十五日元老院へ下付された拷問廃止の議案と覚

しき法令案が、若干の附属法令案と共に存在するを見付け、また、明治初年に拷問廃止論を唱えた日本人としては、私が前掲拙稿で紹介した津田真道、楠田英世、玉乃世履、陸奥宗光ら以外にも、さらに多くの人々が、なんらかの形でそうした意見を開陳していた事情を知つたことなどが、それである。前者については、数年前、本誌に「拷問廃止に関連する諸法律案」⁽²⁾として発表したもので、ここでは後者を取りまゝとめて紹介することにした。その多くは断片的史料にすぎず、中には、廃止論の内容そのものは全く不明のものもあるが、明治初期において、誰が廃止論を述べたかを知ることだけでも十分意義あるものと思われるし、また、将来、それに関連する新資料を見出す手がかりにもなると考え、そうしたものも敢て紹介する次第である。

一 児玉淳一郎の拷問廃止建言

明治初年における一、三の拷問廃止論

明治五年十一月、当時太政官留学生として米國ワシントン大学で法律学を学んでいた児玉淳一郎(後ちの大審院判事、貴族院議員)は、はるかに祖國日本の正院に対し一通の建言書(書)を提出した。これは「猷芹」と題され、十行小形野紙十六葉(別に附函一枚)に淨書されたもので、今日、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」の中に現存している。

それは序言と五カ条の建言とから成つてゐるが、建言の内容を要約すると、(一)日本の三府七十二県は、小さすぎるから、さらに大きな州か県に分け、従來の國名は廃止する。(二)東京府は県と同格の獨立のものとし、州あるいは県には憲法その他の法令を個別に制定する。(三)府知事と県令の地位は同格で各省の大輔と同じにする。(四)断獄定獄のこと。(五)人民に天賦の權利を与えること、などである。そして、拷問廃止論はその「断獄定獄之事」の中に、次のように述べられている。

断獄定獄には陪審官吟味と称したる規則を以て御裁決ニ相成度且賄人証物徴跡を以て証拠を採り従來の拷問ハ御廃止有之度元來拷問と申すものハ法官の律学ニ暗きより生ずる処にして実に拙劣の処為に陟り候而已ならず聊の徴跡の疑処を以て拷問に掛け誤て無罪の人をして笞杖の苦を蒙しむる時ハ可憐泣血之至ニ候唯にそれのみならず誠に不仁の極と奉存候故ニ法官少しく律学に注意する時は決して拷問等ハ無用ニ属し自ら断定之方法を整ふべし然ル上ハ諸外国之人我國民同様ニ所定する權を得候ハ彼の「コンシエール」裁判所を取り扱ひ候様可相成然後ハ堂々たる獨立國の体裁と

可謂様奉存候也

津田真道の「拷問論」に先立つこと約一年半、ボアソナードの拷問廃止意見書に先立つこと約二年半、領事裁判の撤廃と関連して拷問制度の廃止と陪審の採用を述べてゐることは、正に先駆的意見とみてよからう。

二 末松謙澄の拷問廃止論

明治七年五月、津田真道の「拷問論」が発表されるや、いち早く東京日々新聞は、その廃止意見を支持する論説、社説を掲げた。同年七月十七日の論説、八年四月二十五日の社説がそれである。しかし、これらには執筆者の署名がない。ところが、八年七月三十一日無題社説は、前二回とは異なり、末松謙澄(後ちの法学博士、文学博士、内務大臣、枢密顧問官)の署名入りで、拷問廃止論を述べたものである。次にその全文を掲げる。

拷問ハ廢ス可キナリ、廢ス可ラザルナリ。廢ス可キノ理ヲ知テ而シテ始テ廢ス可ラザルノ情ヲ語ル可ク、廢ス可ラザルノ情ヲ悟テ而シテ始テ廢ス可キノ理ヲ議ス可キナリ。拷問ノ廢ス可キト廢ス可ラザルノ区域ハ抑々亦難ヒ哉

窃ニ聞ク拷問可廢否ノ議案ハ既ニ元老院ニ廻リ、不日ニシテ將ニ此議案ニ付テノ會議ヲ開カントセリト云ヘリ。元老院ハ、我皇帝棟梁柱石ノ諸元老整然トシテ其座ヲ占メ正義公論ヲ尽サル、所ナレバ、其ノ必ラズ國家人民ノ為メニ慶ス可ク賀スベキノ美果ヲ不日ニ結ブベキハ、我輩ガ深く自ら信ズル所ニシテ、我輩ハ当下

ノ実況ヲ探知シテ、之ヲ世上ニ報告スルノ日アルヲ案ムナリ。

然リト雖、我輩ハ此実況ヲ報告スルニ先ダチ、少シク我輩ガ頭
腦裡ヨリ浮動シ来ル所ノ考案ヲ陳べ、以テ何故ニ我輩ハ、拷問ハ
廃ス可キナリ、廃ス可ラザルナリト論出シタルカヲ説明セシ。

拷問可廃ノ説ハ、二三年前ヨリ自然ニ朝野ノ間ニ胚胎シ、津田
真道君ガ始メテ之ヲ文字ニシ、明六雜誌ニ出セシヨリ、一時、翕
然トシテ之ニ靡キ、其天下ノ慘毒ナルコトヲ痛論スルノ書ハ、新
聞紙上ニ燦爛タリ。今復タ我輩ノ長舌ヲ費サザルナリ。

願フニ、当世ノ論者ハ、拷問ヲ以テ直チニ暴君酷吏ガ、其暴酷
ヲ遂ゲル悪器ナリト云フ。然レドモ、其始メ拷問ノ制タルヤ、決
シテ暴酷ヲ遂グルノ悪器ニハ非ラザリシナリ。其故ハ、我國ニ於
テハ、犯者ノ自ラ其罪ヲ白スルヲ待テ、乃チ始メテ其人ヲ実犯ト
認ムルノ制法アリ。此制法アルガ故ニ、法司ハ、是非トモ逮捕ス
ル所ノ犯者ヲシテ、ロツカラ其罪ヲ白セシメザルヲ得ズ。而シテ
諸証既ニ具リ、マタ疑フ可ラザルモ、剛愎屈強ノ強賊ノ如キハ、
法司ガ如何様ナル手術ヲ百万ニ用フルモ、敢テ白セズ、奈何トモ
シ難キアリ。是ニ於テカ、始メテ拷問ノ法ヲ行フ。蓋シ其罪状ノ
証跡ハ既ニ明々白々ナリ。故ニ、仮令其人ヲシテ拷訊ノ下ニ倒レ
シムルモ、亦妨クル所ナシト云フニ出ツルナリ。拷問ノ制ノ主
旨タルヤ此クノ如シ。暴君酷吏ガ、其暴酷ヲ遂グルノ具ニハ非ラ
ザルナリ。之ヲ再説スレハ、既ニ諸証跡ノ明白ニシテ、之ヲシテ
歐羅巴ニ在ラシムレバ、証拠法ニヨリ已ニ実犯ト認め、処刑セラ
ル、位ノ者モ、猶一段ノ勞力ヲ費シ、其自ラ白スルヲ待ツナリ。

是レ拷問ノ非ナルニハ非ラズ。其自白ヲ待ツノ制法ノ拷問ヲ用ヒ
ザルヲ得ザラシムルノ罪ニ出ルナリ。

然ルニ、拷問ノ制ノ主旨タルヤ、此ノ如クナリト雖トモ、之ヲ
實用スルノ法司ノ其人ヲ得ザルガ為メニ、詰リ濫用ノ弊ヲ来シ、
冤苦枉死ノ声ヲ聴クヲ免レズ。遂ニ拷問ハ暴君酷吏ガ用フル所ノ
悪器ニシテ、明世ノ刑具ニ非ラザルノ稱ヲ来シタリ。是レ固ヨリ
其所ナリト云フテ可ナリ。何トナレバ、善ク此法ヲ實用スルノ人
ハ、今日ノ法官ト雖トモ、恐クハ其人ニ乏シカラン。況ンヤ庄制
政府ノ要路ニ立ツ所ノ法司ニ於テヤ、一点ヨリ反覆丁寧ニ思考シ
起セバ、拷問法ノ今日ニ廃セザル可ラザルハ、多言ヲ費サズシテ
瞭然タリ。

人或ハ云ハシ。拷問ハ蛮習野俗ノ遺物ナリ。王政ノ中ゴロ、信
仏ノ一辺ヨリシテ刑網一たび弛ビマタ極罰慘刑ヲ見ザリシコト
アリ。武人政治ニ変ズルニ及ンデ、其戦陣殺伐ノ氣自然ニ刑政上
ニ移染シ、拷訊ノ法、竟ニ不断ノ刑具トナリ、其害漸ク天下ニ顯
ハレタリ。是ヲ以テ觀ル時ハ、拷問ノ制ハ云々ト論ズルハ、恐ラ
クハ牽強附会ノ説ナラント。我輩ハ速ニ之ニ答ヘン。我輩ガ論ス
ル所ハ、理ヲ以テ云ヒ、子が駁スル所ハ形ヲ以テ云フ。我輩ハ未
ダ其孰レカ信ナルヲ知ラズト雖トモ、若シ以テ蛮野ノ遺風ニ出ヅ
トセバ、拷問可廃ノ論ハ益々其根拠ヲ固ウスルナリ。

上条ノ弊害アリ。加フルニマタ外人ヲ裁判スルノ權ヲ、我が
政府ニ収メントスル障碍ノ一ニ居レルヲ以テ、拷問ハ是非トモ今
日ニ廃セザル可ラザルナリ。是レ我輩ガ厚ク信シテ疑ハザルノ説

ナリ。

我輩ハ既ニ此説ヲ取り、厚ク自ラ信シ、既ニシテ再思スルニ及ビ、未ダ容易ニ廃ス可ラザルノ情ヲ発見シタリ。何ヲカ容易ニ廃ス可ラズト云フ。今日、我國ニ於テハ未ダ治罪法ナルモノアルコトナク、証拠法、(ママ)信審法アルコト無シ。今ニシテ一旦拷問法ヲ廃スル時ハ、如何ニシテ其罪犯ノ罪ヲ治ス可キヤ。元悪巨兇ノ法網ヲ通レ、為メニ良民ヲ害スルノ大害ヲ来ス者アラン。独リ是レノミナラズ、不幸ニシテ外国人ニ関渉スルノ事變ノ発スルコトアラバ(無シトハ保シ難シ)、外国公使ハ我政府ニ迫リ、其下手人ヲ処刑センコトヲ求ムルハ当然ナリ。此時ニ當テ、我政府ニシテ其人ヲ獲ズンバ、外国公使ハ果シテ何トカ云ハン。必ラズヤ云ハン。日本政府ノ裁判ハ其法ヲ得ザル、何ゾ甚シキヤ。此ノ如クンバ、何ゾ拷問ヲ用フルノ愈レルニ若シヤト。平時ニ於テ陽ニ拷問ノ慘ヲ説キ、之ヲ廃スルヲ喜ブノ声ハ此際ニ至テ、直チニ叱咤呵斥ノ怒リニ變ゼン。是レ拷問法ノ容易ニ廃ス可ラザルノ情実ナリ。

以上ノ全文ヲ思考シ去レバ、拷問ハ理ヲ以テ廃ス可キナリ。情ヲ以テ廃ス可ラザルナリ。然リ而シテ今日ノ勢ニ及ンデハ、到底理ニ拠テ廃セザルベカラザルナリ。其理ト情トハ、此ノ如クノ両岐ニ分レタリト云フト雖トモ、情ハ遂ニ理ニ勝ツ可ラズ。理ト情トヲシテ両ナガラ相混和シテ相悖ラシメザルノ道ヲ求メザル可ラズ。其道ヲ求メント欲セバ、廟堂ノ諸彦ガ必死ノ力ヲ費シ、証拠法陪審法ヲ設ケ成シ、人民ヲシテ之ヲ云フヲ樂マシメ(一向ニ

存シマセヌハ我國古今ノ大弊ナリ)、元悪巨兇ヲシテ法網ヲ通ル、所ナカラシムルニ在ルナリ。我皇帝陛下ノ棟梁柱石ノ諸元老ガ星聚スル所ノ元老院ハ不日ニシテ拷問ヲ廃スルノ議ニ決シ、以テ拷問可廢ノ理ヲ天下ニ示シ、次デ証拠陪審ノ良法ヲ議定シ、以テ拷問不可廢ノ情ヲシテ一定ニ帰セシムヘキハ、我輩ガ全国ノ同胞ト共ニ、足ヲ跋テ之ヲ見シコトヲ切望スル所ナリ(句説点)。
末松 謙 澄

末松は、八年一月以降、笹波萍二あるいは青萍という筆名でしばしば社説を書いているが、同年七月からは本名を使いはじめた。その論ずるところは、地方官会議、男女同権論、元老院問題、讒謗律など、法律問題が多い。拷問論もその中の一つである。同年十二月、彼が伊藤博文の知遇をうけて正院御用掛として官界に入り、工部権少丞を経て、翌九年五月九日、四等法制官に登用されたのは、そうした法律問題に対する識見がたく買われたためであろう。

三 横田国臣の拷問廃止建議

大正六年発行の「大分県人名辞書」の横田国臣(10)(法学博士・当時の大審院長)の項に、次のような記事がある。

明治初年埼玉県庁に奉職、閑を以て夙夜法律学を苦修す。九年検事補に任ぜられ、拷問廃止、治外法権撤去を建議して、法相大木氏に認められ、検事、司法書記官に歴任……卅九年判事に任じ大審院長に親補せられ、勤続今日に至る(傍点)。
(手塚)

これが、何を典拠として書かれたかは明らかでない。彼が、司法

省に入つたのは、明治九年二月であり、その地位は「十二等出仕」であつて「検事補」ではない。しかし、間もなく検事補へ昇進したのは事実である。横田の詳細な官歴書をみる機会をもたない私は、その昇進年月日を確実には知りえないが、九年七月「官員録」に、十二等出仕⁽¹²⁾として掲載されている彼が、同年九月「官員録」では、二級検事補となつてゐることからみて、その昇進は、同年七月から九月までの間と考えられる。

これにさきだち、九年六月十日太政官第八十六号を以て、改定律例第三一八条の内容が「口供結案」から「断罪依証」へ変更された。この改正は、拷問廃止という点からは、——そうした目的へ向つての一步前進であつたことはたしかであるが——寔に微温的なものであつた。横田の拷問廃止建議が、彼の検事補時代に出されたとするならば、この改定律例改正の不徹底を指摘したものであつたにちがいない。

いま、横田建議の内容、年月共に知りえないのは、甚だ残念である。

四 玉乃世履の拷問廃止意見

初代大審院長玉乃世履⁽¹⁴⁾が、ボアソナードの拷問廃止意見書（明治八年四月十五日）提出に先立ち、すでに早くから拷問廃止意見をもつていたことは、その当時から知られており、津田真道の「拷問論」（明治七年五月）にも「玉乃権大判事亦曾テ拷問ヲ廃セント欲スルノ説アリ。其害ヲ語リテ曰ク、若シ拷問ヲ用ヒテ強テ之ヲ推鞠セハ

勲旧相将モ我之ヲ有罪ニ陥レント掌ヲ反スヨリ易シト」と述べている。尾佐竹猛博士は、なにを典拠とされたかは明らかでないが、玉乃の拷問廃止意見の動機は、広沢參議暗殺事件の容疑者が拷問の結果、無実の自白を行つた実状をみたためであるといわれていた⁽¹⁶⁾。これらの点は、前掲拙稿において、私の論及したところである。

ところで、「日本弁護士協会録事」第六五号に「晴浜」という筆名で書かれた「法曹逸話」⁽¹⁸⁾は、玉乃の拷問廃止意見に関連する次のような興味ある史実を伝えている。

拷問廃止……是れ明治政府、治罪上の一 大進歩と云はんよりも、寧ろ一大革新なり……之を主唱したるボ氏（ボアソナード博士を指す——手塚註）固より功績に相違なきも、之を断行したる当路の勇断、寔に敬服の至りに堪へざるものあり。拷問廃止の議は外人ボ氏の主唱に係るは、人皆の熟知するところ、当時、反対論の盛なりしも亦皆人の知る処、而して此の盛なる反対論を排斥屈服して断然廃止に決するに至りたるもの、故玉乃判事拷問親試に根基することは、知る人割合に少なき様なり。聞く拷問廃止の議の起るや、玉乃判事は親ら伝馬町の獄舎に就き、親しく拷問の苦を試む。獄吏其意を解せず、驚き怪みて敢て手を下すものなかりしが、判事が其所以を説き、聞かせられし後、始めて其意を了し、指揮を奉ぜしと云ふ。判事拷問台に座し、膝上例の抱石を積ましむ。一枚二枚は我満せしも、石重ねて三枚に至るや、判事遂に忍びず、絶叫して曰、措け、最早苦痛に堪へず、斯の如くんば、人悉く自ら誣服せんと。是より翻然悟る処あるもの如く、遂に熱

心に廃止論を賛し、反対論者をして口を聞く能はざらしむ。拷問廃止の議、因て以て忽ち決すと云ふ。嗚呼、盛名の下、虚人なし……己が身に試みて其弊を驗し、断然、衆議を排して廃止に力む。是れ玉乃判事の玉乃判事たる所以也(句読点)。

自己の体験にもとづく廃止論の主張は、大きな説得力をもつたともていい。惜しむらくは、その年月が明らかでないが、司法部内の意見が廃止論に傾いたのは、明治九年四月頃であつたから、それ以前の出来事であらう。

なお、その記事の筆者は、明治初年の事情を直接に見聞した老法曹人と思われるが、いまそれを確めえない。

五 春木義彰の拷問廃止建議

法律新聞第二〇五九号に、荒木桜洲(三雄)氏が書かれた春木義彰(明治後期の検事総長、東京控訴院長)の伝記の中に、次のような一節がある。

六年、司法大丞島本仲道が江藤司法卿に薦めて、渠は司法権少検事に任ぜられた。之が渠に取つては司法界に於ける初舞台であつた。……八年五月一級判事補に更任、尋て七等判事に陞り初めて位記を賜はり正七位に叙す。先是、渠は国本の鞏固は司直の確立に在りと思惟し、退庁の余暇、専ら邦律並に仏蘭西法の講究に没頭し、六等判事松岡康毅(現秘密顧問官)と与に、断罪の口供結案及び拷問に拠れるの弊を挙げ、須く証拠法に基くべきを建議したが、幸に立法部たる元老院の容るゝ所と為り、遂に翌九年六

月十八日大政官布告第八十六号にて改定律例第三百十八条の「凡そ罪を断ずるは証に依る若し未だ断決せずして死亡する者は其罪を論せず」と改められた(傍点)。

荒木氏は、明治初年以來司法官として活躍し、後に大審院判事になつた荒木博臣の令息で、明治法曹界に関する秘話を、数多く発表された人である。それらは実父の談話をもとにして書かれたと思われるので、かなりの信憑性があるとみていい。

松岡康毅の拷問廃止建白書は、「松岡康毅先生伝」にその全文が掲載されており、私も前掲拙稿でそれを紹介した。この建白書は、日附と宛名を欠いているが、松岡伝の編者は、それを明治九年に大木司法卿(喬任)に提出したものとしている。

荒木氏の前掲記事の松岡康毅「と与に」というのが、「共同して」という意味ならば、松岡建白書として伝えられているものは、実は春木義彰との共同執筆による連名のものであつたとみなければならぬ。その文書には松岡の署名もないから、そうした可能性は十分に考えられる。この場合、荒木氏のいわれるように、明治八年元老院へ提出したものか(前掲記事はこのように理解される)、それとも松岡伝の考証のように、明治九年大木司法卿へ提出したものか、どちらが正しいかはわからない。

あるいはまた、「と与に」という意味を、「時期を同じくして」と解するならば、春木の建白書は松岡のそれとは別に存在したことになる。この場合でも、その時期と宛名については、なお疑問がこの

このように、春木の拷問廃止建議については、不明確な点も多いが、明治八、九年の頃、彼がそうした建白書を提出したことだけは、たしかな事実とみてよからう。

六 大江卓の拷問廃止論

明治二十三年に出版された「帝国新立志編」の中の大江卓(当時岩手県選出代議士²⁵)の項で、その神奈川県権令在職中の治績に、次のような一節がある。

秘魯国「マリヤルツ」号売奴ノ事アリ。我外務省、君に命ジテ裁判セシム。君裁判長ト為リ、裁決最モ宜シキヲ得、皆本国ニ帰ルヲ得タリ。因テ売奴ハ君ヲ以テ再生ノ恩者ト為シ、清國政府亦大ニ君ヲ徳トシ、物ヲ贈リテ酬ヘリ。時ニ明治五年。是レ東洋外交上ニ於テ一大特書スベキ件ナリ。君ノ人權ヲ重ンズル斯ノ如シ。是ヨリ及デ芸娼妓並ニ年季僕隸ノ束縛ヲ解キ、人身ヲ売買スルニ等シキ者ハ悉ク之ヲ解放シ、傭使ハ必ズ一年ヲ限り、農工商徒弟ハ七年ヲ以テ期トシ、其他妓樓ヲ改メテ貸坐敷ト称スルガ如キ、皆君ノ建議ニ出ルナリ。此他拷問、廃止論、郡県論等、既ニ唱フルアリ。……尚地方官ニ就テ建言スルコト多シ(句読点、傍点、手塚)。

「大江天也伝記」には、彼が建言した芸娼妓解放の明治五年十二月二日の太政官布告第二九五号および県治条例その他の意見書のことを、詳しく述べているが、その中に拷問廃止論はみあたらない。また、彼の回顧談の類にも、そのことを述べたものはない。⁽²⁷⁾しかし、明治五年のマリヤルツ号事件に際し、清国人苦力がその船員か

らばげしい拷問をうけた事実を、彼は見聞したから、その事件後、拷問廃止論を唱へた可能性は十分に考えられる。大方の御教示を乞う次第である。

(1) 拙稿「明治初年の拷問制度——その廃止過程の一研究」・本誌第二十五卷十一、十二合併号・一九八頁以下。後ちに拙著「明治初期刑法史の研究」(昭和三十一年)・一〇九頁以下に収録。以下、本稿の引用は拙著による。

(2) 拙稿「拷問廃止に関連する諸法律案——明治法制史料雑纂(一)」・本誌第三十四卷三号・五四頁以下。

(3) 児玉に就いては、拙稿「日本最初の弁護士」・法学セミナー昭和三十二年十一号・五六頁、筆者と向井健「法学部法律学科」(慶應義塾百年史・別巻大学編)所収)・一頁―六頁等参照。

(4) 「児玉淳一郎建言書」・大隈文書(早稲田大学図書館)・A358但し附図一葉は散佚して伝わっていない。

(5) 明治四年十一月頃の状況を述べたものである(宮武外骨「府藩県制史」・四九頁以下参照)。

(6) 東京日々新聞に社説欄がはつきりと設けられたのは、明治七年十二月二日以降であるが、それ以前にも、社説とみるべき論説は掲載されている。

(7) 西田長寿氏は、同紙の無署名の社説の大部分は、福地源一郎(桜痴)の執筆とみておられる(「明治初期新聞論説索引」・東京日々新聞・季刊明治文化研究第三輯・一八三頁)。

(8) 森谷秀亮「末松謙澄」・国民百科大辞典(富山房)第七卷・三一六頁。

(9) 末松の官歴は「百官履歴」(日本史籍協会本)下巻・九一頁以下

下による。

- (10) 小俣懋「大分県人名辞書」・一八三頁。
 (11) 「慶應義塾出身名流列伝」(明治四十二年)・三三四頁、「大日本博士録」第一卷(大正九年)法博之部・九七頁。
 (12) 明治九年七月「官員録」・七四枚表。
 (13) 明治九年九月「官員録」・九二枚裏。
 (14) 玉乃に就いては、拙稿「日本の名裁判官・玉乃世履」・法学セミナー昭和三十四年三号・五〇頁、拙稿「岩国の生んだ初代大審院長玉乃世履」・岩国ライブラリー第三六号(昭和三十九年)・四頁以下参照。
 (15) 「明六雜誌」第七号・「明治文化全集」雜誌篇(旧版)・九〇頁。
 (16) 尾佐竹猛「明治陪審史」・一三六頁。
 (17) 前掲拙著・一二四頁、一二九頁。
 (18) 晴浜「法曹逸話」・日本弁護士協会録事第六五号(明治三十六年五月)・六〇頁—六一頁。
 (19) 前掲拙著・一三五頁以下参照。
 (20) 荒木桜洲「豹変の多い春木義彰」・法律新聞第二〇五九号(大正十一年十二月)・一二頁。なお、荒木氏は別の機会にも「春木義彰が同僚松岡康毅と共に、改定律例中の口供結案及び拷問の弊害を建議し云々」(西洋の拷問法)・法律新聞第二八〇六号・昭和三年三月・二〇頁)といわれている。春木については、別に「前控訴院長春木義彰」(法律新聞第一七五号・一頁以下、第一七六号・一五頁以下、明治三十六年)という伝記もあるが、これには拷問廃止論の記事はない。
 (21) 大山卯次郎「松岡康毅先生伝」・二二頁—二三頁。
 (22) 前掲拙著・一三六頁、一三八頁。

(23) 大山・前掲松岡伝・二二頁。

(24) 提出した年は、どちらともいえないが、建白書の宛先は、判事のそれであるから、元老院よりも大木司法卿である公算が大きいと、私は考えている。

(25) 藤原懋「帝国新立志編」・一五〇頁。

(26) 雑賀博愛「大江天也伝記」(大正十五年)・二六八頁以下。なお「西南記伝」処載の「大江卓伝」(下巻の二・九五二頁以下)も、拷問廃止論にはふれていない。

(27) 「大江天也今昔譚」(日本及日本人第八〇八号・一四七頁以下、第八〇九号・八四頁以下、第八一〇号・七〇頁以下、第八一一号・九四頁以下、第八一二号・六四頁以下、第八一三号・七七頁以下、第八一四号・九一頁以下、第八一七号・一一〇頁以下、第八一九号・九九頁・大正十年)参照。

(28) 雑賀・前掲書・一八〇頁。